群馬県交通安全条例の一部を改正する条例　新旧対照表

改正後	改正前
○群馬県交通安全条例 平成二十六年十二月二十二日条例第七十八号 改正 令和　二年一〇月二〇日条例第五七号 群馬県交通安全条例をここに公布する。 群馬県交通安全条例 第一条から第九条まで　略 （乗車用ヘルメットの着用） 第九条の二　自転車利用者は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。 ２　自転車利用者は、自転車に他人を同乗させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。 ３　保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。以下同じ。）は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。 第九条の三から第十七条まで　略 附　則 この条例は、令和五年四月一日から施行する。	○群馬県交通安全条例 平成二十六年十二月二十二日条例第七十八号 改正 令和　二年一〇月二〇日条例第五七号 群馬県交通安全条例をここに公布する。 群馬県交通安全条例 第一条から第九条まで　略 （乗車用ヘルメットの着用） 第九条の二　自転車利用者は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。 ２　自転車利用者は、自転車に取り付けられた幼児用乗車装置に小学校就学の始期に達するまでの者を乗車させるときは、当該小学校就学の始期に達するまでの者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。 ３　保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。以下同じ。）は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。 第九条の三から第十七条まで　略